

西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向
ADPPA Bill の概要(6) 消費者のデータの権利(1)

北米 / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022年10月5日号

執筆者:

E-mail☒ [石川 智也](#)E-mail☒ [大竹 祥太](#)E-mail☒ [河合 優子](#)E-mail☒ [水谷 有希](#)

本連載は、米国版 GDPR とも呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 6 回では、消費者のデータの権利 (Consumer Data Rights) の概要を紹介した上で、消費者のデータの権利の内容として定められている規定のうち、消費者への喚起 (Consumer awareness) のために FTC が公表予定のウェブページに関する規定と、プライバシーポリシーの策定に直接影響を与える透明性 (Transparency) の規定について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

III 消費者のデータの権利 (Consumer Data Rights)

1. 概要

ADPPA は、消費者のデータの権利 (Consumer Data Rights) として、下表の 10 の条文から成る編 (Title) を設けている。以下、数回にわたり説明するが、小規模事業者保護に関する 209 条については、本連載の第 3 回 ([本ニュースレター2022年9月8日号](#)) をご参照いただきたい。

条 文	概 要
消費者への喚起 (Consumer awareness) (201 条)	ADPPA の内容を説明するウェブページを FTC が 10 言語で公表する
透明性 (Transparency) (202 条)	プライバシーポリシーの記載事項、言語、提供方法、重要な変更を加える際の手続、大規模データ保有者の追加的な義務
個人のデータ所有及び管理 (Individual data ownership and control) (203 条)	アクセス権、訂正権、削除権及びデータポータビリティ権、個人の自律性、対応期間、権利行使の頻度及び費用、本人確認、大規模データ保有者による報告義務等
同意及び異議申立ての権利 (Right to consent and object) (204 条)	同意の撤回、対象データの移転のオプトアウト権、ターゲティング広告のオプトアウト権、個人の自律性に関する規定等
児童及び未成年者のデータ保護 (Data protection for children and minors) (205 条)	17 歳未満の個人であることを認識している場合の、ターゲティング広告の禁止・同意のないデータ移転の禁止等
第三者収集事業体 (Third-party collecting entities) (206 条)	第三者収集事業体である旨の通知、FTC への登録、情報提供義務等
市民権及びアルゴリズム (Civil rights and algorithms) (207 条)	差別的な方法による対象データの収集・処理・移転の禁止、大規模データ保有者による対象アルゴリズム影響評価 (covered algorithm impact and evaluation)

対象データのデータセキュリティ及び保護(Data security and protection of covered data)(208 条)	対象データへの不正アクセス・取得から保護し、安全性を確保するためのデータセキュリティ慣行の確立・実施・維持
小規模事業者保護(Small business protections)(209 条)	小規模事業者に対する ADPPA の規定の適用の一部免除等
統一 的 な オ プ ト ア ウ ト メ カ ニ ズ ム (Unified opt-out mechanisms)(210 条)	単一のインターフェースを通じたオプトアウトを可能にする、プライバシー保護・集中型メカニズムの確立・承認

2. 消費者への喚起(Consumer awareness)

ADPPA の下では、FTC による一定の情報提供が想定されている。すなわち、FTC は、ADPPA 制定日から 90 日以内に、ウェブサイト上で、個人向けと対象事業体及びサービスプロバイダ向けに分けて、ADPPA の規定、権利、義務及び要件や、ADPPA に関する救済措置、適用除外及び保護を説明する、平易かつ簡潔な用語を用いた分かりやすいウェブページを公表するものとされている(201 条(a))。当該ウェブページで公表される情報は、法律、規則、ガイダンス又は司法判断の変更により必要となった場合には、四半期毎に更新される(201 条(b))。また、これらの情報は、直近の米国国勢調査(United States Census)の結果に従い、米国で最も利用者の多い 10 言語で公表される(201 条(c))。

3. 透明性(Transparency)

(1) プライバシーポリシー

ADPPA の下では、プライバシーポリシーの公開が義務付けられる。すなわち、各対象事業体は、そのデータ収集、処理及び移転の活動に関して詳細かつ正確に記載したプライバシーポリシーを、明確かつ目立つように、また、誤解を招かず、読みやすく、容易にアクセスできる方法で、一般に公開しなければならない(202 条(a))。記載事項、言語、重要な変更に関する手続等は、以下のとおり定められている。

<記載事項>

各対象事業体及びサービスプロバイダのプライバシーポリシーには、少なくとも、以下の項目が含まなければならない(202 条(b))。

- ① 対象事業体又はサービスプロバイダの情報及び連絡先(プライバシー及びデータセキュリティに関する問合せに対応する連絡窓口及び一般的な電子メールアドレスを含む)、並びに、対象事業体又はサービスプロバイダと同じ企業ストラクチャ内にあって、対象事業体により対象データが移転される他の事業体の情報及び連絡先
- ② 対象事業体又はサービスプロバイダが収集又は処理する対象データの種類(category)
- ③ 対象事業体又はサービスプロバイダが収集又は処理する対象データの種類の、対象データの処理目的
- ④ 対象事業体又はサービスプロバイダが対象データを移転するか否か。移転する場合には、移転先のサービスプロバイダ及び第三者の種類、第三者収集事業体の名称、並びに、それらに対し当該データを移転する目的¹
- ⑤ 対象データ(センシティブデータを含む)の種類毎の保持期間、又は、期間を特定できない場合は、当該期間を決定するために用いる基準
- ⑥ ADPPA 上の個人の権利の行使方法に関する主要な説明
- ⑦ 対象事業体又はサービスプロバイダのデータセキュリティ慣行に関する一般的な説明
- ⑧ プライバシーポリシーの効力発生日
- ⑨ 収集した対象データが、中国、ロシア、イラン又は北朝鮮に移転され、これらの国で処理若しくは保存され、又はその他の方法でこれらの国からアクセスできるか否か

ADPPA では、特定の国に対する対象データの移転等(⑨)に関する記載が求められている点が特徴的である。また、GDPR や CCPA とは異なり、データセキュリティ慣行に関する一般的な説明(⑦)の記載が求められている。CCPA の特徴であった移転先

¹ 対象事業体又はサービスプロバイダが裁判所の命令又は法律に従って政府機関に移転する場合であって、当該移転の事実を開示することが禁じられる場合は、これらの項目は記載する必要はない。

(④)や効力発生日(⑧)の記載は ADPPA でも必要となるが(但し、移転先の記載方法が CCPA とは異なることにご留意いただきたい)、データの保持期間(⑤)は CCPA では記載が求められていないものである。このように、GDPR や CCPA を最小限遵守する内容のポリシーを用意しているだけでは ADPPA 上の記載事項を網羅できないため、ADPPA が適用される企業では、ADPPA にも対応する内容のプライバシーポリシーとなるよう、改定を検討する必要がある。

<言語>

プライバシーポリシーは、対象言語(covered language)²のうち、対象事業者又はサービスプロバイダが当該プライバシーポリシーの対象となる製品若しくはサービスを提供し、又は当該製品若しくはサービスに関連する活動を行う際に用いる言語を用いなければならない(202 条(c))。

<障がいをもつ個人への対応>

対象事業者及びサービスプロバイダは、障がいをもつ個人が合理的にアクセス及び利用可能な方法でプライバシーポリシーを開示しなければならない(202 条(d))。

<重要な変更>

プライバシーポリシー又は慣行に重要な変更を加える場合、対象事業者は、(i)今後収集する対象データに関しては、当該変更の前に、当該変更により影響を受ける各個人に対し通知を行い、(ii)101 条(b)(1)乃至(15)に規定されている目的の場合を除き、既に収集済みの対象データについて、変更後のポリシーに基づくあらたな収集、処理又は移転に関する同意を撤回できるよう、合理的な機会を各個人に与える必要がある(202 条(e)(1))。また、プライバシーポリシーの重要な変更に関し、影響を受ける個人に直接の通知を行うため、あらゆる合理的な電子的措置を講じ、また、プライバシーポリシーで使用している各対象言語を用いなければならない、かつ、利用可能な技術や個人との関係性を考慮しなければならない(202 条(e)(2))。

(2) 大規模データ保有者の追加的義務

ADPPA は、プライバシーポリシーに関して、大規模データ保有者³に追加的な義務を課している。

具体的には、大規模データ保有者は、従前のバージョンのプライバシーポリシーのコピーを、ADPPA 制定日から少なくとも 10 年間は保持し、ウェブサイト上で公開しなければならない。公開に際しては、過去 10 年間における重要な変更の日付及び内容を記載したログを、明確かつ目立つように、また、容易にアクセスできる方法で一般に公開する必要がある。また、その記載は、重要な変更により生じる重大な影響を通常人が理解するのに十分な内容でなければならない。なお、ADPPA 制定日より前に行われた変更は、これらの義務の対象外である(202 条(e)(4))。

また、大規模データ保有者は、プライバシーポリシーの公表に加えて、対象データの取扱いに関する簡潔な通知(short-form notice)を、以下の条件を満たす方法で提供しなければならない(202 条(f)(1))。

- (i) 簡潔、明確で、目立ち、誤解を招かない記載であること
- (ii) 個人と大規模データ保有者との関係から合理的に予想されるところに基づき、個人が容易にアクセス可能であること
- (iii) 個人の権利の概要及び通常人が予期しない又はセンシティブデータに関するデータ慣行について、合理的に注意喚

² 対象言語(covered language)とは、直近の米国国勢調査(United States Census)の結果に従い、米国で最も利用者の多い 10 言語を意味する(2 条(10))。

³ 「大規模データ保有者」(large data holder)とは、直近の 1 暦年において、以下の全ての要件に該当する対象事業者又はサービスプロバイダをいう(2 条(21)(A))。

- ① 年間総収入(annual gross revenue)が 2 億 5,000 万ドル以上であったこと
- ② 500 万超の個人又は端末(1 人以上の個人を識別し、又は、関連づけられ若しくは合理的に関連づけられ得るもの。以下同じ)の対象データを収集、処理又は移転したこと(但し、要求されたサービス・製品の支払を開始・提供・請求・確定・完了しその他回収を行う目的でのみ収集及び処理されたものを除く)
- ③ 20 万超の個人又は端末のセンシティブデータを収集、処理又は移転したこと

起すための開示を含むこと

(iv) 500 語以内であること

FTC は、上記の通知として必要な最小限の開示に関する規則を制定する予定とされている(202 条(f)(1))。この規則は、上記通知のテンプレート又はひな形を含む見込みであるため、大規模データ保有者に該当する企業が上記通知を行うにあたり参考になると思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 